

骨転移 Walk Together 運営規約

第1条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

ウォーク トゥゲザー
「骨転移 Walk Together」

第2条（会の目的と設立年月日）

がん骨転移によるからだの不自由を防ぎ、進行がんにあっても自分らしい療養生活を実現するため、患者やその家族、医療関係者、メディア、行政、関連企業など様々なステークスホルダーと協働して適切な情報の普及およびよりよい診療体制を実現することを目的とする。この目的のため、本会を2015年4月1日に設立する。

第3条（事務局所在地）

この会の所在地は事務局担当副代表の住所地もしくは連絡先とする。

第4条（会員）

1. 本会の会員は次の3種類とする。
 - ① 正会員：この会の目的に賛同し入会した者で、総会の議決権を有する。
 - ② 賛助個人会員：この会の事業を賛助するために入会した者で、総会の議決権を有さない。
 - ③ 賛助団体会員：この会の事業に賛助するために入会した団体で、総会の議決権は有さない。
2. 会員として入会しようとする者（団体）は、入会申込書を代表宛に事務局に送付し承認を得るものとする。
3. 会員は、以下に定める年会費を毎年4月末日までに納入するものとする。
 - ① 正会員：6000円
 - ② 賛助個人会員：一口 1000円
 - ③ 賛助団体会員：一口 5000円
4. 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。なお、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - ① 本人が死亡したとき。
 - ② 会費を2年以上納入しないとき。

第5条（役員）

1. この会に以下の役員を置く。

| | |
|-----|---------------------------|
| 代表 | 1名 |
| 副代表 | 2名（適任者不在の場合は、1名でもよいものとする） |

監査役 1名

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、解任することができる。
 - ① 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 会の主旨に反する不適切な言動ほかにより会の信用を失墜させたときと認められるとき

第6条（役員 of 職務）

代表は本会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を代行する。監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

第7条（総会）

1. 本会の総会は正会員を持って校正し、おおむね年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2. 総会は、以下の事項について議決を行う。
 - ① 本規約の変更
 - ② 本会の解散
 - ③ 事業の変更
 - ④ 事業報告及び収支決算
 - ⑤ 役員 of 選任又は解任
 - ⑥ その他会 of 運営に関する重要事項
3. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、議決権 of 委任状を含めることができるものとする。
4. 議事は、出席者 of 過半数の同意をもって決定する。ただし委任状による議決権 of 行使を含めることができる。
5. 総会 of 議事については、議事録を作成する。

第8条（事業年度及び決算）

1. 本会 of 事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
2. 代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に収支計算書を作成し、監査を経て総会 of 承認を得なければならない。

附則

1. この規約は、2015年4月1日から施行する。